

令和 2 年度第 2 4 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 3 年 3 月 2 4 日

担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線 4 2 1 9〕

半島復興事業部半島拠点整備推進課〔同 5 3 1 2〕

<p>① 件 名</p> <p>石巻市移転元地等利活用ガイドラインの策定について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 東日本大震災により甚大な被害を受けた本市半島沿岸部の移転元地等については、一部を公共施設用地等として利用しているものの、未だ多くの土地が未利用となっており、当該土地の維持管理が課題となっているため、令和 2 年 5 月 1 2 日に「石巻市半島沿岸部災害危険区域内市有地の利活用等基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。 基本方針では、地区内居住者による土地の利活用を促進することにより、半島沿岸部の活性化や地域交流拡大と、未利用地の維持管理経費の削減を図ることを目的としている。また、新たな土地利用の推進策として、「①土地の貸付条件の緩和」、「②土地活用のための補助金の創設」、「③移転元地等活用推進計画の認定と官民連携活用地の指定」の 3 つの視点で、総合的に取り組むこととしている。</p> <p>【目的】 移転元地等の適正な管理と、公益性・公平性・有効性の高い移転元地等の利活用を推進するとともに、維持管理経費を削減することを目的として、「石巻市移転元地等利活用ガイドライン」を策定する。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【〔震災復興計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 施策大綱 1 みんなで築く災害に強いまちづくり 3 減災まちづくりの推進 (1) 都市基盤の復旧・復興 ◆沿岸部集落の整備</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>令和 2 年 5 月 石巻市半島沿岸部災害危険区域内市有地の利活用等基本方針策定 令和 2 年 6 月 関連予算（計画策定、土地整備）の議決（令和 2 年度 6 月補正予算） 令和 2 年 6 月～ 地元代表者ヒアリング等ガイドラインの検討 令和 3 年 1 月～ 関係部（財務部・復興事業部・産業部・総合支所）協議</p>
<p>⑤ 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの構成（方針案については別紙のとおり） 第 1 目的 第 2 土地利用の方針 第 3 土地利用の推進施策 <ul style="list-style-type: none"> 1 地区共同利用及び農業利用による貸付料の減免措置 2 地区共同利用及び農業利用に対する補助金制度の創設 3 公募抽選の方法によらない貸付け 4 移転元地等利活用推進計画 5 一般公募の開始 6 市関係部局との連携

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 震災復興基金（県交付金分）を活用した、民間活用のための補助金（総額3.5億円）の交付により一時的な財政負担が生じるが、民間活用を推進することにより、将来的な市の維持管理経費を低減させるため、歳出削減の効果が期待できる。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1平方メートル当たりの維持管理費 約200円／年（積算ベース）（年1回の除草のみ） ・ 100ヘクタール当たりの維持管理費試算 約2億円／年
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>移転元地等の利活用を推進するガイドラインの策定をしている自治体はない。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和3年4月～ 地区会長会等において、本ガイドラインを説明し、必要に応じて住民説明会、住民懇談会を開催し、各地区の土地利用計画を検討</p> <p>令和3年7月 （仮称）石巻市移転元地等の利活用に関する補助金交付要綱の制定及び石巻市災害危険区域内における市有地の貸付け及び売払いに関する要領の改正予定</p>
<p>⑨ その他</p>
<p></p>